

# 平成十八年 四月二十五日 衆議院決算行政監視委員会

## 質疑速記録

午前十時二分開議

○筒井委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ち、一言申し上げます。

本日は、昨年の J R 西日本福知山線列車脱線事故から一年となります。

ここに、お亡くなりになられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと存じます。

全員御起立をお願いいたします。——黙祷。

〔総員起立、黙祷〕

○筒井委員長 黙祷を終わります。

○筒井委員長 歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣

府大臣官房審議官中村吉夫君、総務省大臣官房審議官岡本保君、総務省行政評価局長福井良次君、総務省政策統括官清水英雄君、法務省大臣官房司法法制部長倉吉敬君、法務省民事局長寺田逸郎君、財務省主計局次長鈴木正規君及び文化庁次長加茂川幸夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○筒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○筒井委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広津素子君。

○広津委員 行政改革の進行により行政評価が行われることになったことに関しまして、皆様の御努力に日ごろから敬意を表しております。そしてまた、大変よいことだと思っております。そのため、今後さらに行政評価の実効性を上げるため、評価の客観性、評価者の被評価者からの独立性などにつきまして、公認会計士としての二十三年間の経験と専門知識を踏まえまして、御質問させていただきます。

まず、行政評価のやり方について御質問します。現在、行政評価はそれぞれの省庁で自己評価することが基本であり、複数の省庁にまたがる政策に関する評価は総務省で行っているとお聞きしていますが、その理解でよろしいでしょうか。どういうやり方を行っているかにつきまして、御説明いただければありがたいと存じます。

○上川大臣政務官 おはようございます。

ただいま広津委員の方から、政策評価はそれぞれの省庁で自己評価をするということが基本であり、また、複数の省庁にまたがる評価につきまして総務省がやるということかということでございますけれども、全くそのとおりでございます。

そもそも、政策評価というのは、政府の政策の企画立案を的確に行うために欠くことのできない機能でございます。プラン・ドゥワー・シーというマネジメントサイクルを構成する重要な要素であるというふうに思っております。このため、評価法におきましても、各府省がそれぞれの任務を的確に達成する見地から、所掌する政策につきましてはみずから評価をするということが原則でございます。それに加えて、複数の省庁にまたがるものにつきましては総務省の方が府省の枠を超えて評価をするということで、二段構えの体制でしているところでございます。

○広津委員 それぞれの省庁で行っている自己評価は、だれかがチェックするのでしょうか、それとも自己評価で終了するのでしょうか。教えていただければありがたいと存じます。

○上川大臣政務官 各府省は、政策評価の客観性の確保の点から、行政外部の学識経験者から成ります会議を設定しまして、基本計画、実施計画の策定や評価書の取りまとめに当たった際の専門的な御意見を伺うというふうな形で、各府省の中でも専門性を有する第三者の知見の活用に取り組んでいるところでございます。

その上で、総務省は、各府省がみずから評価を

行った政策評価につきまして、評価法に基づき、目的が明確であるかなどの評価に必要なポイントの点検、あるいは、評価の妥当性に疑問を生じた場合は評価の内容に踏み込んだ点検を行っておりまして、その結果につきましては、各府省に通告するとともに公表しているところでございます。

さらに、政府は、同じく評価法に基づきまして、毎年、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成いたしまして、これを国会に報告し、また公表をするという事になっております。ことしでいきますと、六月ごろに政策評価の報告書を発表する予定で、今実施しているところでございます。

○広津委員 今、第三者の会議の形で第三者のチェックを入れていくことでございますが、第三者の会議、一カ月に一回ぐらい開かれるような会議では、全体をしっかりとチェックすることはできないと思います。

例えば、監査ですと、たかさんのチームで非常に長い期間チェックして、本当にそうかどうか、お手盛りじゃないかというようなことはチェックしているのが普通の状態でありまして、第三者の会議だけでチェックするのは不十分かなというふうに私自身今存じております。評価者の独立性は一応担保されておりますが、第三者のチェックというのは、例えば内部監査部とか他の機関とか、常時ある機関でやるのが適切ではないかなというふうには思います。

今、もちろん、財政難で公務員の人数は削減と

いうことにはなっておりませんが、本当に全部削減しなければいけないかといえますと、過去の時代のための事業をやっていた公務員というのは、それはもうさばさばさと思いきり削減しなければならぬと思っておりますが、二十一世紀に必要となってくる部署というのは必ずあります。そこはふやさなければいけないところだと思っております。

したがって、全部一律に一〇%削減とか、そういうことではありませんが、要らなくなった事業に関しては大いに削減して、今後要るようになってくる事業に関してはふやすこともあるというふうな、そういうダイナミックな削減案の仕方を今後やっていくべきだと思っております。

次に、行政評価を価値あるものとするためには、政策ごと、プロジェクトごと、もしくは予算単位ごとに、有効性などの観点から客観的に評価を行い、次の施策や予算につなげなければならぬと思っております。現在はどういう基準のもとで行われているのでしょうか、御質問いたします。

○福井政府参考人 お答え申し上げます。政策評価は、各府省が、それぞれの主要な政策につきまして、必要性、効率性または有効性の観点、その他当該政策の特性に応じまして、必要な観点からみずから評価をするということの基本としております。

企業会計におけます監査基準といったものは、そのような一律の基準を設けているわけではございませんけれども、評価法に基づきまして、政策評価に関する基本方針、これは閣議決定でございますが、あるいは政策評価の実施に関するガイド

ラインにおきまして、全府省に共通する基準などを定めているところでございます。

その中で、政策評価が各府省の自己評価であるということをお前提としつつ、政策評価の実施に関する基本的な考え方、評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項でありますとか、情報の公表に関する基本的な事項、あるいは実績評価方式などの各評価方式における留意点を定めておりまして、各府省は、これらを踏まえながら、適切な評価を行うこととされているところでございます。

○広津委員 御説明、どうもありがとうございます。

明確な基準、必要性、有用性、効率性というような基準については大体お聞きしておりますが、例えば監査基準のような書いたものがあるというふうにはお聞きしておりませんので、評価の客観性を確保するためには、きちんと評価の方針とか、どういった基準で評価するか、そういう書いたものが需要ではないかと私は思いますので、ここで提案させていただきます。

次に、行政評価の網羅性につきまして御質問いたします。

行政評価は網羅的に行われておりますでしょうか。もちろん、重要なものだけを行うというふうな考え方もございますが、ほとんど小さな金額で、小さいものというのには要らないと思っておりますけれども、金額が重要であるとか質的に重要であるとか、そういうものについては網羅的に行わなければならないはずなんです。ところが、網羅性につ

いての検証が行われていませんと、都合の悪いものは重要じゃないとして省くということも可能でございますので、その網羅性につきまして、どういような仕組みで検証されているのかということをお聞きしたいと思います。

○福井政府参考人 お答え申し上げます。

今、網羅性についてのお尋ねでございますが、毎年度の予算の適切な執行をチェックするという会計検査的なものとは異なりまして、政策効果を把握し、企画立案に結びつけるという政策評価の目的にかんがみまして、毎年度にすべての政策を網羅的に評価することにはなっておりません。これは、効果の発現に時間がかかる政策など、政策の性質の違いもございまして、評価に要するコストなどのことも考えなければいけないわけでございますが、数年間という単位で見まして適切な評価が行われるということが、委員御指摘のとおり、重要なことだと思っております。

このため、行政評価法におきましては、各府省が評価の対象とする政策を三ないし五年の基本計画と毎年度の実施計画に定めた上で、計画的に評価を行うこととしておるところでございます。

また、政策評価の体系的な実施を確保するためには、各府省の政策体系があらかじめ明らかにならなければならないわけでございます。各府省の所掌する政策全体を視野に入れながら、重要政策が漏れることのないように評価を行うことが重要でございます。

昨年十二月に行政改革の重要方針が閣議決定されたわけでございますが、その中におきましても、

「施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。」というふうに決定されているところでございます。

なお、政策効果の発現状況の評価とあわせまして、毎年度の業務運営の状況を継続的に把握するために、業績指標というものを定期的に把握・測定するといったことも有効であるというふうに考えているところでございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。

私としましては、例えば、公会計と連動させながら、公会計全体の中の支出、それぞれのプロジェクトに関しまして行政評価をする。そして、小さい、余り重要性のないものとか効果の発現に時間のかかるものはことしはいいか、そういうこともあつていいんですけども、重要なものは落とさないというような、そして、本当に落とさないということが全体の中から確認できるような、そういうふうなシステムがあればいいなというふうに思っております。

公会計の導入につきましても私は提案しておりますので、それと連動させながら政策評価を行い、その政策評価の結果を見て次の予算を決定できるというふうな仕組みにできればいいなというふうに思っています。そうしますと、本当に要らない事業というのはダイナミックに削減できますし、要る事業というのは予算をふやすこともできます。そういうことがわかっていないところでやりますと、一律何%削減というような硬直的なことになってしまいますので、きちんとそういう根拠を持

って政策を選択していくための必要なインフラではないかというふうに思っておりますので、提案させていただきます。

次に、内部統制について御質問いたします。

それぞれの省庁の政策が適切に設定され、実施されているかどうかを評価するためには、その前提として、各省庁が健全なガバナンスや信頼し得る内部統制を持っていることが前提となります。ガバナンスといいますと、例えば民間企業では、コーポレートガバナンスといいますと、企業風土の中で、こういうような方針でやりますということが決まると、みんながそういう方針で動く、その方針自体が世の中の良識に反しない、そういうような方針を決定したら、みんながそれを守る、そういう仕組みがあるということなのでございませう。

それがお役所にもあるかなというふうに思ったときに、例えば、なるべく少ない金額で最大の効果を出していこう、そういうような予算の使い方、しようというガバナンスがあるかといいますと、今のところ、残念ながら、ない。そういうような状況のもとで、だれかが、良識的な方が予算を減らす方向に活動すると、かえってその方の評価が悪くなってしまうというふうなこともあつてしまふ。そういうような状況であろうと思っております。したがって、役所でも、そういうパブリックガバナンスというものをきちんとして、なるべく少ない費用で最大の効果を発現していく、そのために要らない事業はやめて要る事業に特化していくというふうな、そういうようなことが必要であると思

いますが、どうお考えでしょうか。

○福井政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま、組織において評価が適切に行われるためには、いわゆる内部統制やガバナンスが有効に機能していることが前提であるという、民間企業を踏まえた委員の御指摘がございましたが、行政機関においても参考にすべき考え方だというふうに思っております。

現在、行政機関における内部統制でございますが、これは、その長であります大臣、副大臣、大臣政務官などを中心に、行政機関の場合は発揮されるべきものでございます。それを支えるものとしていたしまして、例えば、大臣官房により監査、考査、服務管理などの機能が担われているほか、政策評価の機能も大臣官房に位置づけられているところでございます。

先般の省庁改革に際しましても、内部組織として政策評価を標榜する課を設けるということを明記しております、各省整備されているところでございます。

さらに、最近の民間事業者等におきますコーポレートガバナンスを参考にいたしまして、法令等遵守調査室、いわゆるコンプライアンス担当室といったものを設けている府省も出てきておるところでございます。総務省におきましても、この一月にコンプライアンス対応室を設けたところでございます。

なお、これらの取り組みにおきましては、学識経験を有する民間の方の意見を聞くという機会を設けている場合もございます。

今後とも、これらの取り組みを通じまして、また大臣等のリーダーシップに基づきまして、行政機関における内部統制やガバナンス機能を確保しつつ、適切な評価の実施に努めてまいり所存でございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。

政府は、納税者に対して、納められた税金を効率的に使うことにより、少ない納税額で最大の効果を出す責任が求められています。そこでお伺いしますが、こうした責任に配慮して政策を実施しているか否かを評価する体制はございますでしょうか、ある場合は、どのように行っているのでしょうか。

○福井政府参考人 お答え申し上げます。

政策評価は、国民に対する政策の説明責任を徹底させるものでございます。効率性のほか、必要性、有効性等の観点から、各府省がそれぞれの主要な政策につきまして評価をすることとしているところでございます。

このような観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係や、政策効果から見まして行政目的が国民や社会のニーズ等に照らして妥当性を有しているか、また、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動によりまして実際に得られている政策効果との関係などを明らかにするということをおっしゃったものでございます。以上の点を踏まえて評価が行われるように、各府省を督促してまいり所存でございます。

また、昨年十二月に改定されました政策評価に関する基本方針等では、政策のコスト、効果につ

いて、評価書への記載などにより明示するよう努めているところでございまして、納税者である国民に対しまして、よりコストを明確にして評価を示していくこととしたところでございます。

そして、体制でございますが、こうした評価につきましては、先ほど申し上げましたように、各省内に設けられました政策評価専担部局が統括いたしましたして、各原局等を指揮監督して評価に取り組んでいくところでございます。

○広津委員 御丁寧な説明、どうもありがとうございます。今後、ますますそういう状況を強化していただければと思っております。

最後に、国民への開示について御質問します。

行政評価の結果につきましては、納税者である国民に対し適時に開示する必要があると思いが、現在、どのように開示されていますでしょうか。

私がこのすり合わせのときにいただいた資料というのは、余りにも厚い、電話帳のような資料で、これをじっくり見ている暇のある国民というのはかなり少数になると思います。ですから、例えばアナユアルレポートくらいの、まとまった形で国民に開示していくことが必要なのではないかと思ひまして、こういう御質問を差し上げます。○上川大臣政務官 政策評価の結果につきましては、開示ということでございますけれども、まず、国民に対する説明責任を果たすという意味では、極めて重要なことであるというふうに思っております。

その上で、政府全体といたしましては、評価法

に基づきまして、先ほど申しましたとおり、毎年、政府全体の政策評価の実施状況、また政策評価の結果の政策への反映状況ということで、国会にも報告しているところでございます。

また、各府省の政策評価の計画や評価書等についての公表ということでございますが、策定、決定の都度すべてを速やかに公表し、ホームページ等でも公表しているところでございます。

さらに、総務省におきましては、それらの所在情報が一元的に検索できるようにということで、全国の都道府県及びインターネット上に政策評価の総合窓口という形で設けておりまして、国民の皆様から御利用しやすいようにということで工夫しているところでございます。

今、大変分厚いたくさんのものの中から適切に国民の皆さんが選択するということはなかなか難しいんじゃないか、サマリーのような形で利用しやすいようにすべきではないかという御指摘でございますけれども、昨年の十二月に改定されました政策評価に関する基本方針におきまして、この評価書の要旨の作成ということにつきまして、政策に関する情報提供の上でも大変重要な目的ということで掲げられているところでございますので、そうした方向に沿いまして、わかりやすく、そして、理解していただいて、さらにいい企画立案に結びつけていくようにということで、さらなる努力をさせていただきたいと思っております。

○広津委員 積極的な回答、どうもありがとうございます。また、詳しい説明でよくわかりました。

どうもありがとうございました。